

大分県報

令和四年

第三六九号

十二月二十日

（火曜日）

目次

告示

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………一
道路の供用開始……………一

○告示

大分県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営
中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する
同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。
令和四年十二月二十日

大分県知事 広瀬 貞

地区名

竹田東部地区小仲尾工区

縦覧期間

令四・一二・二〇から
令五・一・一〇まで

縦覧場所

竹田市役所

大分県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の
供用を開始する。
その関係図面は、令和四年十二月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置
いて一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二三号

国東市国東町東堅来字白砂九七番三地从先から
国東市国東町東堅来字塩屋二〇六番一地从先ま
で

令四・一二・二〇